

# 宮城県公報

宮 城 県  
発行  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	( 同 )	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	( 同 )	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○平成二十六年年度個人情報保護条例の運用状況	(県政情報公開室)	四
○平成二十六年年度情報公開条例の施行状況	( 同 )	六
○教育委員会定例会の開催	教育委員会	七

## 告 示

○宮城県告示第百一号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス陽だまり	大崎市松山金谷字金田八十九	株式会社JIVE	大崎市古川中里五丁目十四番五号	平成二十七年十月一日

二 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ショートステイ憩いの森	伊具郡丸森町大内字南平二百十二-十二	株式会社ラウンドウツ・ケアハウス	伊具郡丸森町大内字南平二百十二-十二	平成二十七年十月十五日

三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービス陽だまり	大崎市松山金谷字金田八十九	株式会社JIVE	大崎市古川中里五丁目十四番五号	平成二十七年十月一日

四 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ショートステイ憩いの森	伊具郡丸森町大内字南平二百十二-十二	株式会社ラウンドウツ・ケアハウス	伊具郡丸森町大内字南平二百十二-十二	平成二十七年十月十五日

○宮城県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
一樹介護支援サービス	栗原市栗駒岩ヶ崎神南三十一番地三	株式会社一樹	訪問介護、福祉用具貸与	平成二十七年七月三十一日

○宮城県告示第百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする予定である。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

東松島市浜市字樋場一の七(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区岡田字砂原一七、蒲生字八郎兵エ谷地第二三、四の二、五から七まで、九の二、一〇の二、一七、一八、二三、六三の二、六四の一、六五の一、若林区荒浜字川向三八、四三、五二の一、藤塚字土手外一八の一、一九の一、二〇の一、二一の一

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区藤塚字土手外一六、一七の二

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

○宮城県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 荒浜港今泉線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
巨理郡巨理町荒浜字築港通り六番四五地先から	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
同郡同町荒浜字隈崎五四番地先まで	後	四・五〇・〇	八四一・〇

○宮城県告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻広域都市計画区域の全域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市（建設部都市計画課）、東松島市（復興政策部復興都市計画課）及び女川町（復興推進課）

四 縦覧期間

平成二十八年二月二日から平成二十八年二月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

石巻市

蛇田字上前沼、同字細田、同字西沼田、渡波字北大沼及び同字明神前の全部  
蛇田字新沼田、同字新立野、同字新金沼、同字新大塚、同字新西前沼、同字新東前沼、同字下前沼、同字西道下、同字新下堀、門脇字青葉西、同字一番谷地、渡波字新沼、同字新千刈、同字旭ヶ浦、同字沖ノ松井、同字沖曾根、同字千刈田及び江字豊石前の各一部

女川町

石浜字石浜、同字崎山、同字高森、女川浜字大原、同字女川、同字日蕨、小乗浜字向、同字小乗、鷲神浜字大道、同字堀切山、同字向山、宮ヶ崎字宮ヶ崎、同字川尻、同字田ノ畑山及び浦宿浜字外山の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市（建設部都市計画課）、東松島市（復興政策部復興都市計

画課）及び女川町（復興推進課）

四 縦覧期間

平成二十八年二月二日から平成二十八年二月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

### 公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、平成二十六年における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十八年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,194件

2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他	処 理 中
335	68	231	0	0	17	19	0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況				そ の 他
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	
実施機関名						
知 事	16	3	9	0	0	3
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	108	22	79	0	0	2

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	198	30	143	0	0	0	0	12	13	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県立病院機構	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
こども病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城大学	10	10	0	0	0	0	0	0	0	
合計	355	68	231	0	0	0	0	17	19	

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況

条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定	( 裁 決 )	却 下	棄 却		

異議申立て	18	0	18	2	1	0	0	0	0	15
審請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18	0	18	2	1	0	0	0	0	15

(2) 件名及び処理状況

1 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成23年6月6日	第三者の提出した始末書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成24年1月26日	請求者の措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年12月19日	教職員の事故報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年2月22日	教職員の事故関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年7月27日	児童相談所における請求者の記録が記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月13日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

- ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 2件
- 5 口頭による開示請求の件数 44,872件
- 6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件
- 7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 0件
- 9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定によれば、平成二十六年における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十八年二月二日

宮 城 県 知 事 堀 田 隆 博

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受 付 件 数	処 理 状 況						処 理 中
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 意 見 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他	
1,549	961	300	6	9	53	220	0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

- 2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況  
実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況						そ の 他
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 意 見 拒 否	文 書 不 存 在		
実施機関名								

知 事	1,348	869	242	4	8	36	189
公 営 企 業 管 理 者	4	0	3	0	0	0	1
教 育 委 員 会	60	12	21	0	1	10	16
選 挙 管 理 委 員 会	14	6	6	0	0	0	2
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	2	0	2	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	105	68	18	2	0	6	11
労 働 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 供 給 公 社	8	3	4	0	0	1	0
道 路 公 社	3	0	3	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
県 立 病 院 機 構	2	1	0	0	0	0	1
こ と も 病 院	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 大 学	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,549	961	300	6	9	53	220

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中	
			決 定	( 裁 決 )	却 下	棄 却			
異議申立て	12	5	17	0	1	1	6	0	9
審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	5	17	0	1	1	6	0	9

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	名	処理状況
平成24年10月23日	用地交渉記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て		審 理 中
平成25年 1月10日	交通安全施設整備事業事故報告等関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て		審 理 中
平成25年 3月17日	医籍登録抹消申請関係文書に係る行政文書の存在を明らかにしない決定に対する異議申立て		認 容
平成25年 7月 8日	交通安全施設整備事業調整内容関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て		審 理 中
平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て		認 容
平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て		認 容
平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て		認 容
平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て		認 容

平成25年 8月29日	産業廃棄物処分実績報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	認 容
平成25年10月29日	東日本大震災学校等対応調査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成25年10月29日	東日本大震災学校事故報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成26年 4月20日	非常勤職員の住所地関係文書に係る行政文書非開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成26年 3月18日	幼稚園事故報告関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成26年 6月14日	医籍登録抹消申請関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て	審 理 中
平成26年11月 3日	森林簿関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 2件

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
平成二十八年二月二日 宮城県教育委員会

委員長 伊 藤 均

- 一 日 時 平成二十八年二月十日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件 第一号議案 宮城県指定文化財の指定について
- 四 傍聴者の定員 十二人
- 五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―三六一一）